

第10 動力消防ポンプ設備

1 設置場所

- (1) 動力消防ポンプ（消防ポンプ自動車又は自動車によってけん引されるものを除く。）は、設置する水源ごとに当該水源の直近で、かつ、火災、雨水等の影響を受けない措置を講ずること。



- (2) 火災発生時に容易に到達できる措置を講ずること（施錠する場合の鍵の管理、自動火災報知設備と連動し開錠する等）。★

2 性能

政令第20条第3項に規定するポンプは、「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令」（昭和61年自治省令第24号）の別表（第10－1表参照）に規定する規格放水量が基準を満たすものとする。

第10－1表

ポンプの級別			A-1	A-2	B-1	B-2	B-3	C-1	C-2	D-1	D-2	
放水性能	規格放水性能	規格放水圧力 (MPa)	0.85			0.7	0.55	0.5	0.4	0.3	0.25	
		規格放水量 (m³/min)	2.8以上	2.0以上	1.5以上	1.0以上	0.5以上	0.35以上	0.2以上	0.13以上	0.05以上	
	高圧放水性能	高圧放水圧力 (MPa)	1.4 (直列並列切換え型のポンプは、1.7)			1.4	1.0	0.8	0.7	0.55		
		高圧放水量 (m³/min)	2.0 (直列並列切換え型のポンプは、1.4) 以上	1.4 (直列並列切換え型のポンプは、1.0) 以上	0.9以上	0.6以上	0.25以上	0.18以上	0.1以上			
効 率 (%)			消防ポンプ自動車のポンプにあっては65以上 可搬消防ポンプのポンプにあっては55以上							25以上		

3 水源 ▲

政令第20条第4項の規定によるほか、次によること。

なお、水量の算定に係る規格放水量は、第10-1表におけるポンプの級別に応じた規格放水量であることに留意すること。

(1) 貯水槽の場合

ア 地盤面下に設けられている水源にあつては、地盤面の高さから4.5m以内の水源を有効水量とすること。

イ 水源水量の確保

(ⅰ) 投入孔の直下には、集水ピット（釜場）を設けること。この場合、集水ピットの大きさは、原則として縦50cm以上、横100cm以上、深さ30cm以上とすること。

(ⅱ) 動力消防ポンプ設備の水源と他の消火設備又は一般設備の水源を兼用する場合にあつては、次によること。

a 吸水設備（水源からポンプに吸水するストレーナー、吸管等）が固定であること。（ストレーナー付き消防用吸管により吸水するものでないこと。）

b 上記 a による吸水設備は、第2 屋内消火栓設備 4.(2). ア及び(3). ウを準用すること。

(2) 自然水利の場合 ▲

常時十分な水量が確保され吸水可能なもので、かつ、動力消防ポンプの設置位置及び吸管投入位置が特定されていること。

4 器具 ★

(1) 吸管

吸管は、前 3.(1)又は(2)に定める水源から有効に吸水できる長さのものを設けること。

(2) ホース

設置するホースの必要本数は、設置する動力消防ポンプごとに、水源に部署した位置から防火対象物の各部分に容易に到達できる本数以上を設けること。なお、建物内に容易に進入可能な開口部を設けること。

(3) ノズル等

第9 屋外消火栓設備12.(2)を準用すること。

5 表示 ★

動力消防ポンプの設置場所及び水源である旨の表示をすること。